

「長門市議会農業振興議員連盟」規約

(名 称)

第1条 本連盟は、長門市議会農業振興議員連盟（以下「農議連」という。）と称する。

(目 的)

第2条 農議連は、「農業従事者や若い担い手が将来への展望が持てる農業の推進及び持続可能な農地利用のあり方」の創出に向け、長門市の農業振興への取り組みを支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 農議連は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市が行う農業振興への取り組みを支援する。
- (2) 市、県、国、関係機関等への要望、要請活動等
- (3) 農業振興に関する調査、研究、提言等
- (4) その他、農議連の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 農議連は、第2条の目的に賛意を表する長門市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 農議連に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、農議連を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を行う。
- 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、農議連の運営に当たる。

(総会及び役員会)

第7条 会長は、必要に応じて総会及び役員会を招集する。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会又は役員会に諮って、これを定める。

附 則

この規約は、令和4年10月19日から施行する。